

令和3年度就労継続支援B型指図書事項一覧

10事業所中

番号	分類	指図書内容(文書指図書)	根拠法令	指図書数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第155号第188条で準用する第56条第4項、 障発1206001号通知第十二の3(2)①で準用する 第四の3(17)④	6
		従業員が個別に外部研修を受けることはありませんでしたが、事業所として資質向上のための全体的な研修を行っていることが確認できませんでした。年間計画を立て、定期的な研修を実施してください。	都条例第155号第188条で準用する第56条第3項、 障発1206001号通知第十二の3(2)①で準用する 第四の3(17)③	1
2	事業活動明細書	就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書が作成されていない事例がありました。「就労支援の事業の会計処理の基準」で規定されている書式に従い、「就労支援事業別事業活動明細書」並びに「就労支援事業製造原価明細書」、「就労支援事業販売管理明細書」を作成するか、あるいは「就労支援事業別事業活動明細書」と「就労支援事業明細書」を作成するか、いずれかの方法で就労支援に係る事業明細書を作成してください。	社援発第1002001号通知「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱い」について「就労支援等の事業の会計処理の基準別紙第二2(1)	4
		就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書の期首、期末の棚卸資産の記載に問題がある事例がありました。社会福祉法人会計基準に従い、適正に就労支援事業別事業活動明細書、並びに就労支援事業製造原価明細書を作成してください。	社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い26-(2)エ	1
3	秘密保持	管理者や一部の従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第155号第188条で準用する第36条第2項、 障発1206001号通知第十二の3(2)①で準用する 第3の1(27)②	3
4	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び第 34条の28第1項	2
5	計画の作成	サービス等利用計画の交付を受けていない事例やサービス等利用計画の内容に基づかず就労継続支援B型計画を作成している事例がありました。サービス等利用計画の内容を踏まえて就労継続支援B型計画を作成し、利用者及びその家族に、当該就労継続支援B型計画の内容を説明するとともに、当該就労継続支援B型計画を交付してください。	都条例第155号第188条で準用する第54条第4項 第6項、 障発1206001号通知第十二の3(2)①で準用する 第四の3(7)②	1
6	アセスメント	アセスメントが行われていませんでした。就労継続支援B型計画の作成に当たっては、当該利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて、希望する生活、課題等の把握を行い、自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討してください。アセスメントに当たっては、当該利用者に対し説明し理解を得た上で面接を行ってください。	都条例第155号第188条で準用する第54条第2項 第3項、 障発1206001号通知第十二の3(2)①で準用する 第四の3(7)①	1
7	実施状況の把握・評価説明	就労継続支援B型計画の実施状況の把握を行っておらず、必要に応じて当該就労継続支援B型計画の変更を行っていませんでした。就労継続支援B型計画を作成後は、当該就労継続支援B型計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて就労継続支援B型計画の変更を行ってください。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明を行ってください。	都条例第155号第188条で準用する第54条第7項 第8項、 障発1206001号通知第十二の3(2)①で準用する 第四の3(7)②エ	1
8	必要経費の適切な計上	年間工賃表の工賃支給合計額と、決算報告書の損益計算書に記載されている生産活動工賃の金額が一致していませんでした。原因を調査し適切に表記してください。	就労支援等の事業の会計処理の基準 別紙第二 1(1)	1
9	給付費の算定 (欠席時対応加算)	欠席時対応加算について、利用者の個別支援記録に「欠席」の事実が記載されていただけで、電話等で欠席の連絡を受けていることが確認できない事例がありました。適切な介護給付算定となるよう当該加算に係る介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚労省第523号別表第14の9注、 障発1031001号通知第二の3(5)⑩で準用する第 二の2(6)⑨	1
10	給付費の算定 (目標工賃達成加算)	目標工賃達成加算について、一定期間目標工賃達成指導員が配置されていませんでした。適切な介護給付算定となるよう当該加算に係る介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚労省第523号別表第14の13イ注、 障発1031001号通知第二の3(5)⑩	1